

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
 - 第2章 景観計画(第10条—第12条)
 - 第3章 法に基づく行為の規制等(第13条—第20条)
 - 第4章 景観重要建造物等(第21条—第25条)
 - 第5章 景観まちづくり活動団体に対する支援等(第26条—第28条)
 - 第6章 別府市景観審議会(第29条—第31条)
 - 第7章 雑則(第32条)
- 附則
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、別府市(以下「市」という。)の鶴見岳から別府湾に向けてなだらかに広がる扇状地、当該扇状地の背景となる山々の緑等、雄大な自然景観に包まれた歴史と文化を持つ温泉地及び湯けむりの景観(以下「温泉湯けむり景観」という。)の形成に関して基本的かつ必要な事項を定めることにより、豊かな自然とよく調和し、かつ、潤いと安らぎに満ちた、個性豊かな温泉湯けむり景観を守り、育て、直し及び創り、もって文化的な市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(市の基本的責務)

- 第2条 市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、法その他良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用するとともに、市民、事業者及び有識者の意見が十分反映されるように努めなければならない。

(景観形成基本方針の策定)

- 第3条 市長は、温泉湯けむり景観の形成に関する基本的かつ総合的な方向を明らかにした市の景観の形成に関する基本的な方針(以下「景観形成基本方針」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、景観形成基本方針を策定するときは、あらかじめ市民の意見を反映させるた

めに必要な措置を講ずるほか、別府市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観形成基本方針を策定したときは、その旨を告示し、これを縦覧に供しなければならない。

4 前2項の規定は、景観形成基本方針の変更について準用する。

(景観の形成の先導的役割)

第4条 市長は、道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、景観形成基本方針との整合を図るとともに、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすように努めなければならない。

(啓発)

第5条 市長は、市民及び事業者が良好な景観の形成に寄与することができるよう、景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。

(調査、研究等)

第6条 市長は、景観に関する調査、研究等を行うとともに、景観に関する資料の収集及び提供に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第7条 市民及び事業者は、景観に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から良好な景観の形成に寄与するように努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及びこれらが設立した団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(定義)

第9条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第10条 市長は、法第8条第1項の規定により市の良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めるに当たって、当該景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)を次に掲げる地域の区分に従い定めるものとする。

(1) 温泉市街地景観地域(温泉湯けむり景観をいかし、良好な景観を形成している、又はその形成を図る必要があると認められる市街地を形成している地域をいう。)

(2) 温泉やまなみ景観地域(高原、丘陵斜面、山並み、海等の豊かな自然を背景にして、これらと一体的な景観を形成している、又はその形成を図る必要があると認められる市街地の周辺地域をいう。)

(3) 田園自然景観地域(田畑、里山、高原、農村集落等が一体的となった田園景観、里山景観等を形成している、又はその形成を図る必要があると認められる地域をいう。)

(4) 沿道景観地域(道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。)から眺望することができる区域のうち、景観の保全が特に必要な道路の沿道をいう。)

3 景観計画は、景観形成基本方針に即するものでなければならない。

(景観計画の策定の手続等)

第11条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続をするほか、あらかじめその旨を公告し、当該景観計画の案を当該公告の日の翌日から2週間縦覧に供しなければならない。

2 前項の公告があったときは、当該景観計画の案に係る市民その他利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに、縦覧に供された景観計画の案について市長に意見を申し出ることができる。

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第12条 市長は、景観計画区域のうち、温泉湯けむり景観の貴重な特色が象徴的に現れている地区、温泉湯けむり景観を先導的に創造する地区その他の特に重点的に良好な景観の形成に関する施策を図る必要があると認められる地区を景観形成の重点地区(以下「景観形成重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、景観形成重点地区を指定したときは、当該景観形成重点地区に係る景観計画を定めるものとする。

第3章 法に基づく行為の規制等

(届出行為等)

第13条 法第16条第1項各号に掲げる行為(同条第7項各号に掲げる行為を除く。)をしよう

とする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

(4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(緑地率)

第14条 前条第1項の規定により届出を要する行為のうち、建築物の新築、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)及び土地の形質変更(前条第2項第1号に掲げる行為のうち、土石の採取及び鉱物の掘採を除く行為をいう。以下同じ。)については、緑地率(木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の建築物の敷地面積、開発行為が行われる土地の面積又は土地の形質変更が行われる土地の面積に対する割合をいう。)が、別表第1左欄に掲げる土地利用区分に応じ、同表右欄に掲げる率以上でなければならない。

2 前項に規定する制限の内容は、都市計画法第33条第5項の規定により定める開発許可の基準とする。

(届出を要しないその他の行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

2 前項の規定にかかわらず、景観形成重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第3に掲げる行為とする。

(平21条例16・一部改正)

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為のすべてとする。

(勧告、命令等に係る手続)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定によ

る命令、第18条の規定による助言及び指導、第20条の規定による要請その他法又はこの条例に基づく処分をしようとする場合は、必要に応じて別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(助言及び指導)

第18条 市長は、第13条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告に従わないときの措置)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(空地の管理等に関する要請)

第20条 市長は、景観形成重点地区内の空地、建築物又は工作物が、当該景観形成重点地区に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認められるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した管理又は利用を図るよう要請することができる。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定するとき又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項の規定による景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 景観重要建造物について必要に応じ、敷地内の下草刈り等を行うこと。
- (3) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要建造物の管理に必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定するとき又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木について必要に応じ、枝打ち、せん定、下草刈り等を行うこと。
- (2) 景観重要樹木について必要に応じ、病虫害の駆除等を行うこと。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理に必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の保全に係る支援)

第25条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、その保全若しくは管理のための技術的な支援を行い、又は予算の範囲内において、その保全若しくは管理に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、前項の保全又は管理のための技術的な支援を行うときは、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

第5章 景観まちづくり活動団体に対する支援等

(景観まちづくり活動団体の認定)

第26条 市長は、温泉湯けむり景観に関するまちづくりについて自主的な活動を行う団体(以下「景観まちづくり活動団体」という。)を規則で定めるところにより認定することができる。

2 市長は、景観まちづくり活動団体を認定しようとするときは、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、景観まちづくり活動団体を認定したときは、これを公表するものとする。

(景観まちづくり活動団体への支援)

第27条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた景観まちづくり活動団体に対して、その活動を支援する必要があると認めるときは、技術的な支援を行い、又は予算の範囲内において、その活動に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第28条 市長は、温泉湯けむり景観に関するまちづくりに寄与していると認められる建築物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、温泉湯けむり景観に関するまちづくりに貢献した個人及び団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の表彰をする場合において、表彰される対象者の選出に当たっては、あらかじめ別府市景観審議会の意見を聴くものとする。

第6章 別府市景観審議会

(設置)

第29条 市長の附属機関として別府市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第30条 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項及び温泉湯けむり景観に関する重要事項を調査及び審議するほか、市長の諮問に応じ、良好な温泉湯けむり景観の形成に関する事項を調査及び審議する。

2 審議会は、良好な温泉湯けむり景観の形成に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 市民及び事業者の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平23条例12・一部改正)

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(別府市都市景観条例の廃止)

2 別府市都市景観条例(平成4年別府市条例第28号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第1項の規定により策定されている都市景観形成基本計画は、第3条第1項の規定により策定された景観形成基本方針とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第24条の規定により設置された別府市都市景観審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第29条の規定により設置された審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における別府市都市景観審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成21年3月31日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に工事に着手する行為(同日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認の申請をした行為を除く。)について適用し、同日前に工事に着手した行為及び同法第6条第1項の規定による確認の申請をした行為については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日条例第12号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

(平21条例16・一部改正)

土地利用区分別の緑地率

土地利用区分			率
都市計画区域	市街化区域(用途地域)	(1) 工業専用地域	100分の10

	(2) 工業地域 (3) 準工業地域	
	(1) 商業地域 (2) 近隣商業地域	100分の5
	(1) 準住居地域 (2) 第1種住居地域 (3) 第2種住居地域	100分の10
	(1) 第1種中高層住居専用地域 (2) 第2種中高層住居専用地域	100分の10
	(1) 第1種低層住居専用地域のうち建ぺい率が10分の6に指定された地域 (2) 第2種低層住居専用地域	100分の15
	第1種低層住居専用地域のうち建ぺい率が10分の4及び10分の3に指定された地域	100分の20
	市街化調整区域	100分の20
都市計画区域外		100分の20

備考

- 1 緑地率は、規則で定める方法により計算する。
- 2 風致地区内においては、風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年大分県条例第17号)に規定する緑地率の限度以上であること。
- 3 景観形成重点地区内の商業地域においては、表中「100分の5」とあるのは、「100分の8」とする。

別表第2

(平21条例16・一部改正)

- 1 温泉市街地景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為
 - (1) 建築物の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)であつ

て、建築物の高さ(増築にあつては、増築後の高さとする。以下同じ。)が10メートルを超えるもの又は建築面積(増築にあつては、増築後の建築面積とする。以下同じ。)が500平方メートル以上であるもの

(2) 工作物の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの

ア 次に掲げる工作物(以下「塔状等工作物」という。)の高さ(工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては地盤面から当該工作物の上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。以下同じ。)が15メートルを超えるもの
(ア) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

(イ) パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)

(ウ) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、昇降機その他これらに類する遊戯施設

(エ) 高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの

(オ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)

(カ) 電波塔、風車その他これらに類するもの

(キ) 標識、アーチ、アーケード、街路灯、照明塔、モニュメント、彫像、記念碑その他これらに類するもの

イ 次に掲げる工作物(以下「製造施設等工作物」という。)の高さが15メートルを超えるもの又は築造面積(増築にあつては、増築後の築造面積とする。以下同じ。)が500平方メートル以上であるもの

(ア) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

(イ) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類する貯蔵施設

(ウ) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設

(エ) 鉱物、岩石、土砂その他これらに類するものを粉砕する施設

(オ) 立体駐車場、立体駐輪場その他これらに類するもの

ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの

エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの

(3) 開発行為であつて、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの

(4) 土地の形質変更であつて、これらの行為の区域の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のりを生じるもの

(5) 土石の採取又は鉱物の掘採であつて、これらの行為を行う土地の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のりを生じるもの

(6) 木竹の伐採

- (7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの
 - (8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更をする場合を含む。)
- 2 温泉やまなみ景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為
- (1) 建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートル以上であるもの
 - (2) 工作物の建設等であって、次に掲げるもの
 - ア 塔状等工作物の高さが15メートルを超えるもの
 - イ 製造施設等工作物の高さが15メートルを超えるもの又は築造面積が500平方メートル以上であるもの
 - ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの
 - エ 橋梁りょう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの
 - (3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの
 - (4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が1,000平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のみを生じるもの
 - (5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のみを生じるもの
 - (6) 木竹の伐採
 - (7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの
 - (8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更をする場合を含む。)
- 3 田園自然景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為
- (1) 建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートル以上であるもの
 - (2) 工作物の建設等であって、次に掲げるもの
 - ア 塔状等工作物の高さが15メートルを超えるもの
 - イ 製造施設等工作物の高さが15メートルを超えるもの又は築造面積が500平方メートル以上であるもの

ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの

エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの

(3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートル以上であるもの

(4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のみを生じるもの

(5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の面積が3,000平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のみを生じるもの

(6) 木竹の伐採

(7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの

(8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更を含む。)

4 沿道景観地域内においては、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為

(1) 建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートル以上であるもの

(2) 工作物の建設等であって、次に掲げるもの

ア 塔状等工作物の高さが13メートルを超えるもの

イ 製造施設等工作物の高さが13メートルを超えるもの又は築造面積が500平方メートル以上であるもの

ウ 擁壁の高さが3メートルを超えるもの

エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの

(3) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの

(4) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が1,000平方メートル以上であるもの又は高さが2メートルを超える法のみを生じるもの

(5) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの又は高さが2メートルを超える法のみを生じるもの

(6) 木竹の伐採

(7) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が100平方メートル以上であるもの又は高さが2メートルを超えるもの

(8) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第2号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更を含む。)

む。)

5 前各項に定める行為のほか次に掲げる行為

- (1) 建築物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、これらの行為を行う部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (2) 工作物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、これらの行為を行う部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (3) 土地の形質変更であって、農業又は林業を営むために行うもの
- (4) 特定照明であって、催し等のための一時的なもの、試験若しくは研究のためのもの又は法令の規定によるもの

別表第3

(平21条例16・追加)

1 次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為

- (1) 建築物の新築
- (2) 建築物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、これらの行為を行う部分の面積が10平方メートルを超えるもの
- (3) 工作物の建設等(色彩の変更を除く。)であって、次に掲げるもの
 - ア 塔状等工作物にあつては、次に掲げるもの
 - (ア) 煙突、排気塔その他これらに類するものにあつては、高さが6メートルを超えるもの
 - (イ) パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)にあつては、高さが15メートルを超えるもの
 - (ウ) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、昇降機その他これらに類する遊戯施設にあつては、高さが15メートルを超えるもの
 - (エ) 高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するものにあつては、高さが8メートルを超えるもの
 - (オ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)にあつては、高さが4メートルを超えるもの
 - (カ) 電波塔、風車その他これらに類するものにあつては、高さが15メートルを超えるもの
 - (キ) 標識、アーチ、アーケード、街路灯、照明塔、モニュメント、彫像、記念碑その他これらに類するものにあつては、高さが4メートルを超えるもの
 - イ 製造施設等工作物の高さが15メートルを超えるもの又は築造面積が500平方メートル以上であるもの
 - ウ 門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するものにあつては、高さが2メー

ルを超えるもの

エ 橋梁りよう、歩道橋、高架道路その他これらに類するものの長さが20メートルを超えるもの

- (4) 前号アからエまでに掲げる工作物の色彩の変更であって、変更を行う部分の面積が10平方メートルを超えるもの
- (5) 開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの
- (6) 土地の形質変更であって、これらの行為の区域の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のみを生じるもの
- (7) 土石の採取又は鉱物の掘採であって、これらの行為を行う土地の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが3メートルを超える法のみを生じるもの
- (8) 木竹の伐採
- (9) 屋外における物件の堆積であって、堆積を行う土地の面積が500平方メートル以上であるもの又は高さが4メートルを超えるもの
- (10) 特定照明であって、高さが10メートルを超える建築物若しくは建築面積が500平方メートル以上である建築物又は第3号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更を含む。)

2 前項に定める行為のほか次に掲げる行為

- (1) 湯けむり噴気孔関連施設の建設等
- (2) 土地の形質変更であって、農業又は林業を営むために行うもの
- (3) 特定照明であって、催し等のための一時的なもの、試験若しくは研究のためのもの又は法令の規定によるもの